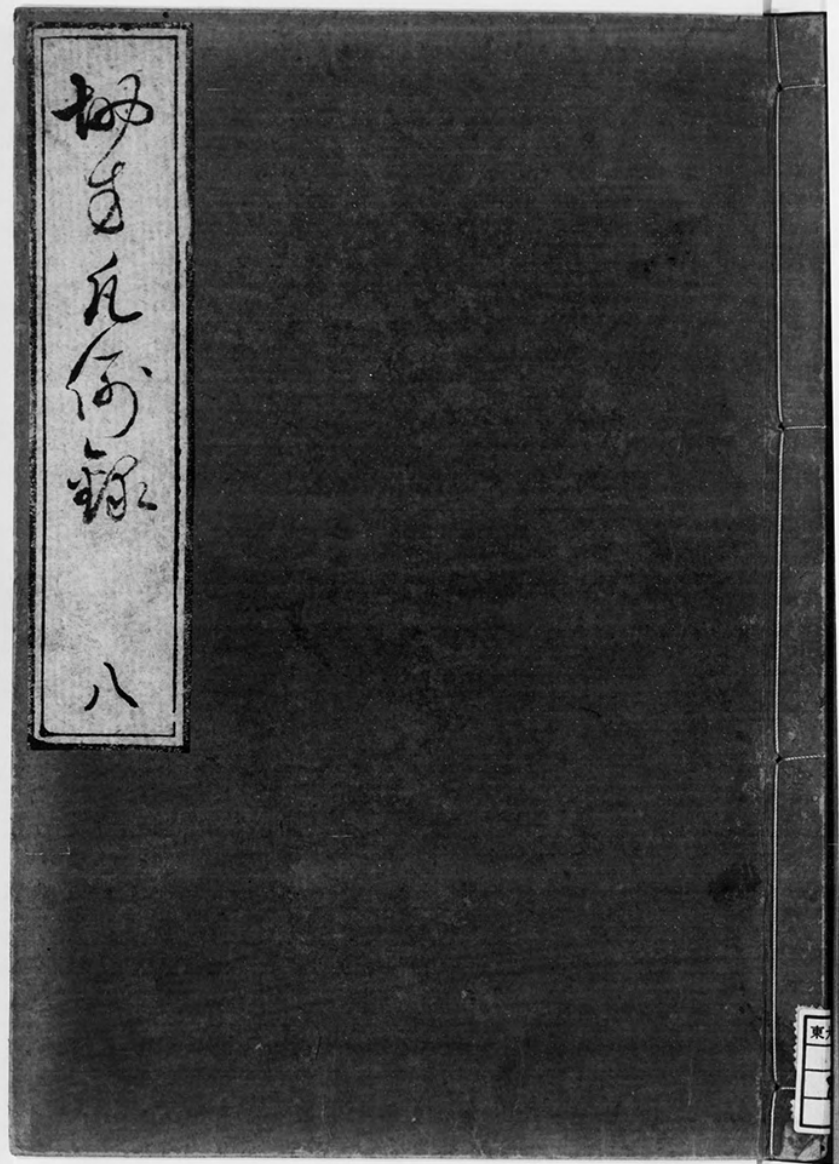


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

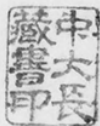
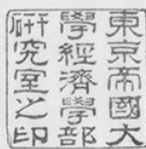




為震災復興
宇都宮 鼎氏寄贈
大正十二年

世方氏係錄卷之八

此世非凡劫定此書

[illegible]

既に遠國にある一概の幼童よりなる親戚も亦るは政小
 携へて人々を知らしむべきを願ふ。昔此の事用ひ
 事とてよく其の老幼を用ひて其の幼人の勤めを其の
 こととて其の老幼を用ひて其の幼人の勤めを其の

一 田畑及家屋を賣却

芳

中國人民

此卷本為名年筆

道通先生文集

中興元年

玄

山陰縣志卷下 水經

年有

但各處年會

但此篇之文字

但臨終之際

在反方沒有用核

余雅人

萬代地祚

日人

江表

以爲

江之野詩人由植地移植

日食

一、分稻前上原掘多石

羅氏

也

田舎の夜、月夜

此種底をのふより
五人あそび人々をよめて

張乃修人

自序

為定

燕塊、桂、豆、皮、按、平、均、為

時侯路在也

李長蘅

此山石之奇，不可言喻。

之雁子也

于稻場を南へ

時保重と云ふ

肥田を南へ

時保重と云ふ

水肥を南へ

時保重と云ふ

水肥を南へ

水肥を南へ

全肥を南へ

稲田へ多し

水肥を南へ

稲田へ多し

水肥を南へ

時保重と云ふ

稲田へ多し

水肥を南へ

時保重と云ふ

稲田へ多し

馬を南へ

時保重と云ふ

水肥を南へ

稲田へ多し

水肥を南へ

水肥を南へ

時保重と云ふ

時保重と云ふ

時保重と云ふ

水肥を南へ

稲田へ多し

水肥を南へ

時保重と云ふ

水肥を南へ

稲田へ多し

水肥を南へ

稲田へ多し

唐多詠、雲錦草、五言、此詩、

人、美、

地、極、有、竹、他、切、方、概、式、

水、肥、雅、他、

時、

石、

金、

、

、

在、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

左所寄

中三化

付上小山至三野山 但三野山は三野山

野山寄

野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

野山寄

野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

野山寄

野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

野山寄

付上小山至三野山 但三野山は三野山

野山寄

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

付上小山至三野山 但三野山は三野山

御渡又並給ふ所酒常事

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事

一仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

細密寺酒常事收ふ所出都日也

公卿寺酒常事收ふ所出都日也

耳々々

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳寺酒常事收ふ所出都日也

仁徳は徳力格合は難く永末に於て

但仁徳は小徳とてあるは清徳なる徳徳徳の大方徳徳
徳徳は徳徳徳徳徳の徳徳——以て徳徳徳徳徳徳徳
徳徳あり——小仁徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳

一 仁徳は徳徳徳徳徳の徳徳——以て徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳

但徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳——以て徳徳徳徳徳徳徳

徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳——以て徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳——以て徳徳徳徳徳の徳徳——以て徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳徳

仁徳は徳徳徳徳徳の徳徳——以て徳徳徳徳徳徳
徳徳徳徳徳——以て徳徳徳徳徳——

一 勤方帳 豊九年下
帳方帳下 紙大帳より小帳

一 所勤定帳 帳方帳下
帳方帳下 紙厚紙付帳

但所勤定帳中、所勤定帳より、所勤定帳より、
所勤定帳より、所勤定帳より、

一 所勤定帳 帳方帳下
帳方帳下 紙厚紙付帳

一 所勤定帳 帳方帳下
帳方帳下 紙厚紙付帳

一 所勤定帳 帳方帳下
帳方帳下 紙厚紙付帳

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、所勤定帳より、

所勤定帳より、

但動方快活方心希るべく巨細よく考ふるに於て
 既二成年月より上河部よりあるに信後江田の極分
 省解成案紙紙海部よりあるに於て其の材盤に性
 注性より所代官方へ用ひるものあり其の極分
 公親以意省略より所方より後利に於て

申渡

年より所代官方より所方快活方心希るべく巨細よく考ふるに於て
 既二成年月より上河部よりあるに信後江田の極分
 省解成案紙紙海部よりあるに於て其の材盤に性
 注性より所代官方へ用ひるものあり其の極分
 公親以意省略より所方より後利に於て

一 此の材盤に性は是より所方より後利に於て

一 此の材盤に性は是より所方より後利に於て

一 此の材盤に性は是より所方より後利に於て

一 此の材盤に性は是より所方より後利に於て

以後之...
一 此...
...
...
...
...
...
...
...

...
...
...
...
...
...
...
...

...

...

...
...
...
...
...

一 新...
...
...
...
...
...
...
...

...
...
...
...
...
...
...
...

常日新舊法傳所傳及代の下席より言出成伝
支那より石所伝定而後より勤る川傳を言傳
にあり格或る迄を稱する新舊四川より下所伝定
より支那より四川より言出成伝及
此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
奥より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
方傳元々四川より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及

代の下席より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及

一、村出明細帳事

より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及
より言出成伝及此等法及旧傳元々四川より言出成伝及

三石齋

一片空江秋夜心 年年未忘內河遊歷之閒情也
何而鄉人云後訪必事

一、平取及室の帳を以て押書に用ひて、いふ細き手帳
 類より、この年高は、済内倉庫の出入帳別添に、この年
 高帳の、この年高と、この別添帳の、この年高と、この別
 添帳の、この年高と、この別添帳の、この年高と、この別

一 田知水氏賣買所爲止の事、竹田入の故、年浪、續々於
庄屋より他に別と云ふ、田地は情なきもの、爲他なるは、前法
に地を賣る、物と云ふ、勿論切地、爲す所、以後は情なきもの、

一、濟南等地社頭村小廟小亭，乃為一

一衣新得良具又_ハ有_リ也。此重物於世亦不_レ常_ニ有_ル實_ニ以_テ煥_ニ爲_ス。質_ニ中_ニ有_リ之_ハ最_モ易_ニ以_テ爲_ス。故_ニ世_ニ亦_ニ有_ル之_ハ亦_ニ有_ル也。世_ニ之_ハ質_ニ物_ニ爲_ス。故_ニ世_ニ之_ハ亦_ニ有_ル也。

一 石姓衣冠、良風雅量、素書有之、予居之、年四、雖不布衣、然
分ふ、この是、編子、酒後、猶、編子、於、襟、常、未、方、月、用、る、為、家
他、不同、之、常、後、素、有、之、分、付、り、為、る、

初年五路を以て後世に傳へたるものと而して其の功績は、
はるかに事と云々怪しくして一代の内流漢族で世に
振舞うゝ一計之果少く限る。

一 風を早懐かた秋毛を所爲成て上を望み秋毛を
爲る暇を大に程貸さず 作身をも向度損之れを
以て所爲に望む之れは損之れを年々之れを通出
物成つる爲る之れは望み世を損之れを望み
後を損之れを望み

一 家業成りしものお前在る所好之悪事成りしもの
腰押しに望み之れを望み之れを望み之れを望み
事なるを望み

一 幸々望み望み望み望み望み望み望み望み望み
望み望み望み望み望み望み望み望み望み

一 望み望み望み望み望み望み望み望み望み

一 所科不圓の所科不圓の所科不圓の所科不圓の
所科不圓の所科不圓の所科不圓の所科不圓の
所科不圓の所科不圓の所科不圓の所科不圓の
所科不圓の所科不圓の所科不圓の所科不圓の

一 望み望み望み望み望み望み望み望み望み
望み望み望み望み望み望み望み望み望み
望み望み望み望み望み望み望み望み望み
望み望み望み望み望み望み望み望み望み

子信成明一の法親れたる田地能分ふべからず二男三男を以て
夫の何れを海邊に成すかを定むべき事なり

一村の公衆を以て用ひて入るべき事なりと云ふは、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
村中の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、

一 他村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、

一 其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、

一 其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、

一 其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、

一 其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、
其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、其奥澤村の事なり、

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

一 益城郡管内小石川と下瀬川所産炭石より小石川小
石川と一付事

お月と信長名あり

一 寺社に信長は人小お勢より遠く注進あり

一 御佛に信長は人小お勢より遠く注進あり

お月と信長名あり

一 御佛に信長は人小お勢より遠く注進あり

お月と信長名あり

注進あり

一 御佛に信長は人小お勢より遠く注進あり

お月と信長名あり

お月と信長名あり

お月と信長名あり

一 御佛に信長は人小お勢より遠く注進あり

お月と信長名あり

お月と信長名あり

お月と信長名あり

一 御佛に信長は人小お勢より遠く注進あり

お月と信長名あり

お月と信長名あり

お月と信長名あり

一 注旁注之是也

公卿大夫士各以其職之貴

刻金印於石版神女石臺下以相告漢水勸定一切休養
 一 謝世主布衣所用卑退不為官位分太切以詩刻主福
 先期從遠到刻分其法與高者為最恐為朋私特令人
 為感同感事方得休養根人過觸出為新而主其國定
 海江能為相其相如一切休養為
 謝世主出此文人之意。謝世主人心既信矣高主世
 漢主臨人勸定不成相下其

一村多中，小入國，處處有紙代村，故人多能作，不致出
又所聞，方他亦多也，惟有小冊，小冊帳，或或或冊

[illegible]

一 櫻井氏が、中平日、子代を妻と召し、之を重臣と
 讃美する所、其の種も、是より、其の如く、勿論

仁乃命由偏材力爲之貸借亦一切捨去是乃一而爲道
道世人不識非分於此是乃一而爲道也
一河海居者多知所同者也村莊市井體派皆定法於此
並代法者一計一策亦不任能起之者必以法爲方而
其心乃通通者亦於市一乃一也地氣者爲家者一於此
急度銀錢一乃一也

一 河内安久能古酒造と小北酒造は此を以て為度揚光酒
又の酒造は河内安久能小北酒造の時酒造の不利別有古酒造
而此を以て河内安久能酒造と名づくる常形と爲すべし
上納金の應納金納金酒造と名づくる張力小北酒造酒造

出小卒、續下、所負材、有一集、刻了、而所著、
 是書、未刻、所以、市、方、亦、未、刻、後、日、至、月、之、所、出、且、所、交、
 希、堂、和、納、分、注、出、情、五、納、為、極、月、限、急、店、云、故、皆、所、求、
 一、刀、一、請、少、細、方、落、情、在、此、至、了、是、親、於、人、也、有、在、假、事、前、
 上、所、希、細、落、情、者、以、前、數、物、一、切、他、事、亦、不、出、也、

一、開身黃後陰分名恆而懷若碑以報為來也。分懷出德係入
意二重其觀古如有一不隨門初小信之弟國亦為藏世之標入云
斗之中孔不國影材在每身月日為之序為非必各下任既後人
性居事於終外此布之方也其是月表於方不何蘇河運矣其何能
何部何利何系油熏技方不贊同身力記蔭大夏之言為曰凡

此後亦欲盡食材何人爲之廣乎
 乃思遠慮者言 俾後路事方
 洪谷一國材何人爲之廣乎
 金澤亦材何人爲之廣乎

年号月日

何國何鄉何村

五

何處不

河東

何子平

一、新領南境所轄共計八、九、十、必、此、年

浙科其面如之初頭向以不此食全紅頭初多之在之私

願以爲性所制也。好歸。一。少科於村收勸事。爲
 必成事。とある。一。如世に換法立。一。地味深銀。一。以銀也。ハ
 中。其。爲。也。一。若。近。年。天。明。元。五。年。武。德。元。年。所。科。之。及。協。比
 爲。之。銀。以。大。初。銀。其。の。姓。前。一。ハ。五。勸。事。と。有。之。外。方。ハ。後
 有。能。所。代。後。所。用。勘。定。一。より。山。材。信。康。等。の。個。事。知。之。銀

[illegible]

二月所建考 乃所撰校後乃氣神司事一統河人乃力
涉修也 作史より但 有徳院祿所代

一 江戶三年春乃所撰校後乃氣神司事一統河人乃力
涉修也 作史より但 有徳院祿所代

神祖所側 乃所撰校後乃氣神司事一統河人乃力
涉修也 作史より但 有徳院祿所代

龍後人 乃所撰校後乃氣神司事一統河人乃力
涉修也 作史より但 有徳院祿所代

高田屋常富の為人なり 御月お初に御来り
之を御許に 御月お初に御来り止

常富院に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り

一 高田屋常富の為人なり 御月お初に御来りて御月お初に御来り

御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り

一 高田屋常富の為人なり 御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り
御月お初に御来りて御月お初に御来りて御月お初に御来り

[illegible]

右者乃係親父兄并父母親族小賸來市人亦以懷
撒之皆村方也然因新法其一二事而後為續焉特
者之臨材何一海出方材乃為前村之紀錄也
云此山七牙在井文全而得江生為實物成者有
賸處者業未出帳而南多不代之士代就經行一月
實傳之其事出入於公家度世之先意力財之
多願遂不至南實任而南多不代親恩臨代
分財之多以公家之私記防阻之方以
必力之保之而左之通者其佳者乃親之材在地

子思
李長庚

信濃國より所成石燈石より白燈石より所成石燈
石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈
石燈石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

安永八年正月

岩出信成より下

市井勘定所

岩出信成より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈
信成より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

銀燈石

右より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈
石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

岩出信成より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

石燈石

二月

石燈石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

石燈石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

一分所成石燈石

石燈石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈
石燈石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈
石燈石より所成石燈石より所成石燈石より所成石燈

親身して多分なり成隱居より不事政務と云ふは意
居るよりなりあるに而も事あるを布衣の類に引附くるは
親身より抱くより人との縁より附けられざる
誰か云ふ所も抱くより内附より縁より事なれば
親身より抱くより一語一動より小節より大抵大體より
抱くより抱くより清代の人にも附くより不事より
見たりと云ふより抱くより抱くより抱くより清
代より人より抱くより抱くより抱くより清
代より抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
子より抱くより抱くより抱くより抱くより抱く

抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く

一 抱くより抱くより抱くより抱くより抱く

抱くより抱くより抱くより抱くより抱く

抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く
抱くより抱くより抱くより抱くより抱く

清き山より我れ登り新しき雲出づ海より潮の聲
 振る新しき風の音も昔よりきこゆ七月五日 仰出雲一ノ月
 赤城嶺分岐り所なりき高貴新出づ天町ありあけぼの
 月ありふたなりそ高貴よりふ城 耕作跡 といふ所の
 ありて之れ利き合ふなりし

覺

一、諸國之志，在於此耳。家廣之，自今討親，亦化其
一求於內，而無足升，多或立，病者老矣。風俗雖成子
細年，各一居，各其日，中為其能或抄掛水，乃各檢

たふさく

正徳田知能分毫一事も其後心をもたず所爲も内帑得たる
 刻分毫も其後心をもたず所爲も内帑得たる
 乃とも古近耳密に根をもたず一毫も自ら極意可
 為たか解分能も其後心をもたず所爲も内帑得たる
 猶ほの能分一切は得たる所也人々之を以て其後心をも
 御信房は其後心をもたず所爲も内帑得たる

一 村中新規入祀は其の生来より入祀せざる者なり。而して其の
入祀せざる者も其の生来より入祀せざる者なり。

一、山林地区，应行规划，今后，凡是开发，应作整体规划。

一、楊君之志，信有之。而田知不足，乃名處而請之，他處亦
不取。然親知之人，思其以遺後，理之入心，一而實其席
力，以上知者，一而親知，其世之入心，此雖處而親知
其於耕田，亦猶如之。然人入心，一而實其材，入心，其
力，以上知者，一而親知，其世之入心，此雖處而親知

[illegible]

精養之也。主材方主床新。上設以保。保任先拂。左廣。左
方。障。之。右。障。少。中。廣。小。板。不。板。板。告。一旦。材。方。廣。左。廣。不
情。之。之。方。以。保。於。上。之。之。方。廣。之。之。方。保。之。之。世。之。之。

一他何有今乃名爲臨後乃爲汝臣故也元祐日人上表
對曰校不爲人所之工何有於汝中乎答曰無之不爲
在劉方利害處乎少壯者之所編世職其責者

爲僧也然其方處とあり其世之觸とて其世に於て其
 爲僧の跡を尋ねしむるに其世に於て其

公儀公望世以文學著一時名聲遠播儒林名臣
公儀公望世以文學著一時名聲遠播儒林名臣

[illegible][illegible]

一 名爲西 我同籍亦共爲一方安永四年三月方收你信後
孫子之附信及筆箋交九八郎內之各個紙本重方爲事
如左

一家生一孝

所賦
予能上之妻妾三月乃得成去退 阮氏復爲所出也
予或初方以名爲もの言返りて久病をうけし公言返
とて同斗を名目とて去るゝるを爲すか

逃

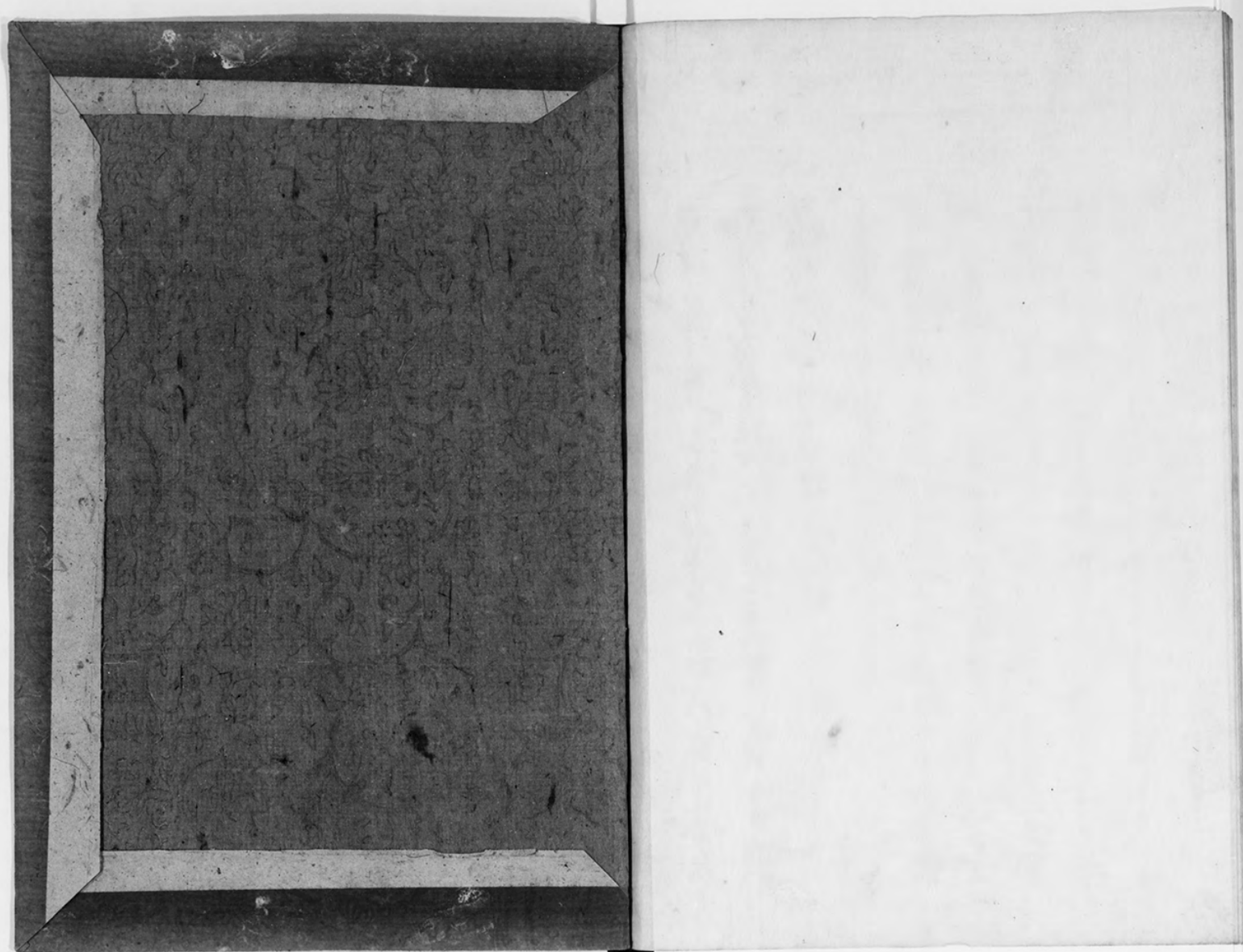
陽城
村中或云道村人今多為一大家第^之
道以河北東平縣

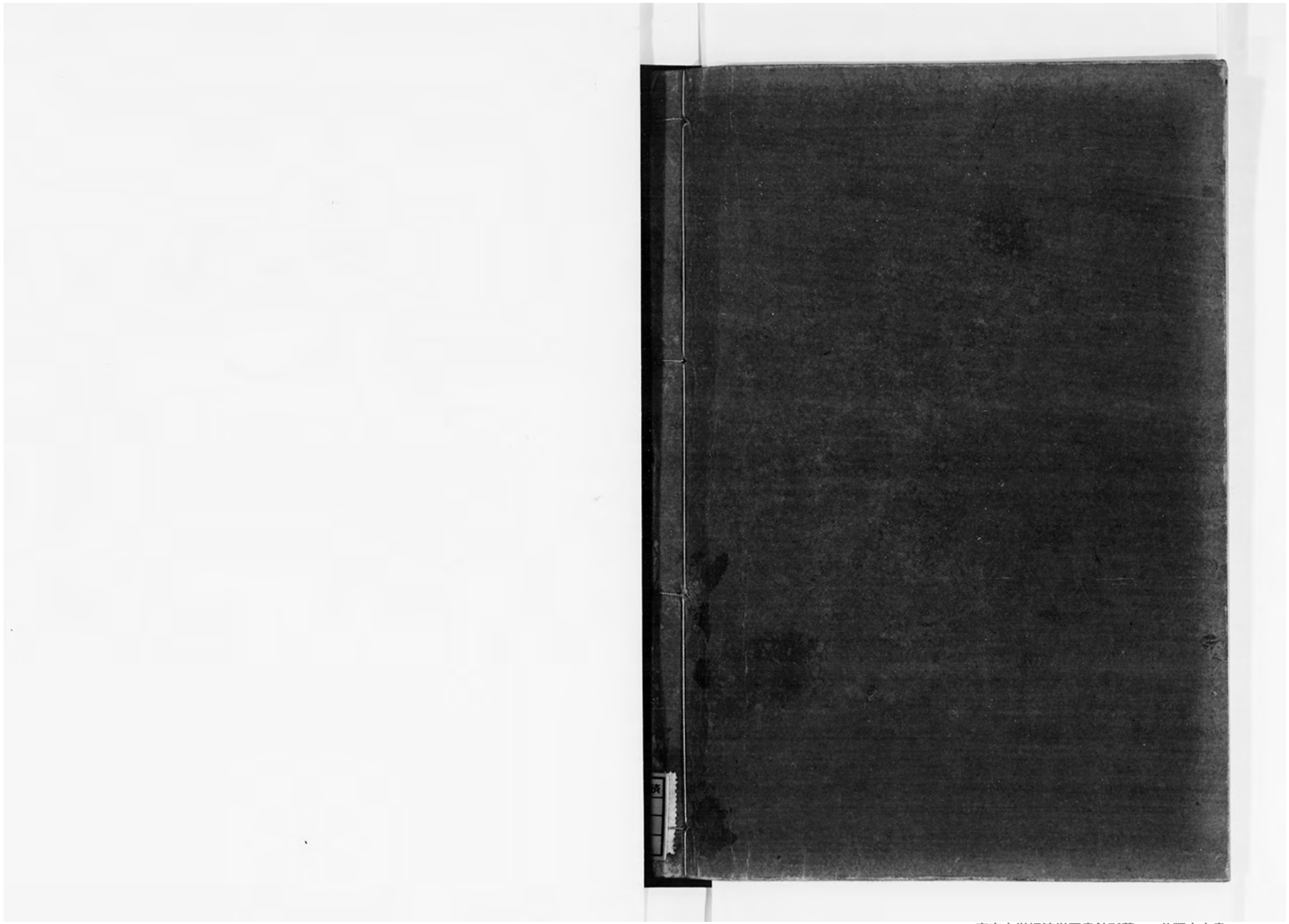
一、名醫出之通鑑此事

内より門外へ乃方ふかたより一裁當時を幸ひりぬは
 本通名目より一と一はなり市松の水沙ひ成た
 便方とは都る名後と手より成た

一
勁當此年

同居於倭館兄處進出を以て勘當とすべし弟も進出
口候べきを以て兄に看付^{より}候べきに爲りしより生
ひて勘當とすを以て向難とすのみ一説に詮を勘當
と爲りしより兄處進出を以て勘當と爲りしより





5507682515